熊谷市監査委員公告第５号

令和３年度議会事務局定期監査の結果に基づき、市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により別添のとおり公表する。

令和４年５月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度議会事務局定期監査指摘事項等措置報告書

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
１　収入事務 　　指摘事項なし	
２　支出事務 　　指摘事項なし	
３　契約事務 ⑴　委託契約について、業務の完了報告書に文書収受されていないものがあった。熊谷市文書管理規程第８条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	３　契約事務 ⑴　熊谷市文書管理規程に基づく文書収受の事務処理を行うよう周知・徹底を行った。 　文書主任をはじめ局内全体でのチェック体制を強化し、再発を防止する。
４　補助金 　　指摘事項なし	
５　負担金 　　指摘事項なし	
６　財産管理 ⑴　備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第１項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	６　財産管理 ⑴　備品登録漏れについては、登録処理を行った。 今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を行う。
７　その他 　　指摘事項なし	